

千葉県告示第839号

法定外道路の路線の変更に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第2項の規定により法定外道路の路線を変更しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、この告示の日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

平成30年11月5日

千葉市長 熊谷俊人

1 路線名及び変更区間

路線名	変更区間		
		起点	終点
指定道路南生実町39号線	変更前	南生実町83番3から	南生実町45番1まで
	変更後	南生実町81番1から	南生実町45番1まで
指定道路坂月町6号線	変更前	坂月町329番地先から	坂月町326番地先まで
	変更後	坂月町323番55	坂月町326番まで
指定道路野呂町7号線	変更前	野呂町819番1地先から	野呂町738番2地先まで
	変更後	野呂町819番1から	野呂町1998番まで
指定道路作新台1号線	変更前	作新台1丁目1558番5左地先から	作新台1丁目1558番2地先まで
	変更後	作新台1丁目1558番27から	作新台1丁目1561番17まで

2 変更期日 平成30年11月5日